

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 環境部清掃施設課

許認可等の名称	一般廃棄物処理施設の利用許可の変更
根拠法令等の条項	豊田市一般廃棄物処理施設管理規則第4条第1項
法令等の定め 又は概要	<p>【規則第4条第1項】</p> <p>利用者は、既に受けた許可に係る申請書兼許可書に記載された事項を変更しようとするときは、新たな申請書兼許可書に従前の申請書兼許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>
審査基準	<p><b>1 利用資格</b></p> <p>次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は、処理施設を利用することができる。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により市長の許可を受けた者</p> <p>(2) 市内の土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、土地又は建物の管理者）で市長が認めたもの</p> <p>(3) その他市長が適当と認めた者</p> <p><b>2 利用の不許可</b></p> <p>次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 処理しようとする一般廃棄物が市外から搬入されたものであるとき。ただし、豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてみよし市内から搬入された場合を除く。</p> <p>(2) 施設能力の範囲を超えると認めたとき。</p> <p>(3) 処理施設の管理上支障があると認めたとき。</p> <p><b>3 申請方法</b></p> <p>処理施設を利用しようとする者は、豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書兼許可書（様式第1号）又は豊田市グリーン・クリーンふじの丘利用許可申請書（一般家庭用）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント又は豊田市緑のリサイクルセンターへ一般廃棄物を自ら搬入する場合には、口頭で許可を申請することができる。</p> <p>※口頭で許可を申請する場合にあっては、状況に応じて身分証明書等の提示を求める。</p>

	<p><b>4 提出書類（口頭で申請する場合を除く。）</b></p> <p>(1) 計量カードの貸与を伴う場合</p> <p>ア 新たな豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書兼許可書（様式第1号）</p> <p>イ 計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第1号）</p> <p>ウ 計量カード亡失等届出書（様式第2号）（計量カードを亡失又は損傷した場合に限る。）</p> <p>エ 車検証</p> <p>オ 従前の豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書兼許可書（様式第1号）</p> <p>カ 一般廃棄物処理業許可申請事項変更届の写し（許可業者に限る。）</p> <p>(2) 計量カードの貸与を伴わない場合</p> <p>ア 新たな豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書兼許可書（様式第1号）</p> <p>イ 廃棄物の発生場所及び工期がわかる書類（公共工事に限る。）</p> <p>ウ 従前の豊田市一般廃棄物処理施設利用／利用変更許可申請書兼許可書（様式第1号）</p> <p><b>5 申請場所（口頭で申請する場合を除く。）</b></p> <p>(1) 家庭系一般廃棄物処理を自らグリーン・クリーンふじの丘に搬入する場合 グリーン・クリーンふじの丘（藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89）</p> <p>(2) (1) 以外の場合 清掃施設課（渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター管理棟 2階）</p>
設定年月日	平成7年3月31日（最終更新：令和4年3月30日）
標準処理期間	7日